

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 2 月 12 日（金）第3186号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 3
- 江口地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 3
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 6

内水面漁場管理委員会公表

- 第5種共同漁業権に基づく平成28年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第126号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地

2 認定の有効期限

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 ゆとりあん	奄美市名瀬小浜 町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜 町24番10号	向井 奉文	平成28年 2月1日	訪問介護
訪問介護事業所 まつのき	始良市加治木町 木田707番地2	合同会社まつの き	始良市加治木町 木田707番地2	松木 茂	平成28年 2月1日	訪問介護
通所介護事業所 ゆとりあん	奄美市名瀬小浜 町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜 町24番10号	向井 奉文	平成28年 2月1日	通所介護

鹿児島県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護相談所まつ のき	始良市加治木町 木田707番地2	合同会社まつの き	始良市加治木町 木田707番地2	松木 茂	平成28年 1月25日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 ゆとりあん	奄美市名瀬小浜 町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜 町24番10号	向井 奉文	平成28年 2月1日	介護予防 訪問介護
訪問介護事業所 まつのき	始良市加治木町 木田707番地2	合同会社まつの き	始良市加治木町 木田707番地2	松木 茂	平成28年 2月1日	介護予防 訪問介護
通所介護事業所 ゆとりあん	奄美市名瀬小浜 町24番7号	医療法人奎英会	奄美市名瀬小浜 町24番10号	向井 奉文	平成28年 2月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第130号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年2月12日から同月26日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市上甑町江石184番地1 中間義也
薩摩川内市上甑町中甑66番地1 中尾勝志

薩摩川内市上甕町江石387番地 西晃

- 2 加入区
上甕加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
甕島漁業協同組合

鹿児島県告示第131号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第 1 項第 2 号ロの規定により，同法第104条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお，この告示は，その共済責任期間の開始日が平成28年 2 月 12 日以後の日である共済契約について適用し，その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については，なお従前の例による。

また，平成16年11月 2 日鹿児島県告示第1826号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表鹿児島市谷山区域（谷山漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
鹿児島市谷山区域 (谷山漁業協同組合の地区)	(1) 主としてさし網漁業を営む漁業 (2) 主としてはえ縄漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) ます網漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第132号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第 1 項の規定により江口地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので，当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお，当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は，縦覧期間満了の日までに，知事に対し意見書を提出することができる。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧期間
平成28年 2 月 12 日から同月 29 日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課並びに日置市役所農林水産課

鹿児島県告示第133号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第 7 条の規定により，次のとおり肥料の登録をした。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1321号	平成28年 1 月 29 日	平成34年 1 月 28 日	肉骨粉	牛の源	窒素全量 7.0 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地
鹿児島	平成28年	平成34年	肉骨粉	牛肉骨	窒素全量 8.5	その他の	鹿児島化	日置市東

県肥第 1322号	1月29日	1月28日		粉8.5- 7	りん酸全量 7.0	制限事項 は公定規 格のとおり	成株式会 社	市来町伊 作田356番 地
--------------	-------	-------	--	------------	-----------	-----------------------	-----------	---------------------

鹿児島県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地開発（農用地造成）古見地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年2月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年2月15日から同年3月11日まで
- 縦覧場所
奄美市名瀬総合支所農林振興課

北薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年2月12日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
桃源郷ヘルパー ステーション	出水郡長島町鷹 巣740番地2	社会福祉法人東 長会	出水郡長島町鷹 巣740番地2	田中 悟	平成28年 3月31日	居宅介護 ・重度訪 問介護

北薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年2月12日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護ステー ション華	薩摩川内市東郷 町斧淵6418番地 2	合同会社ライフ ケア華	薩摩川内市東郷 町斧淵6418番地 2	迫田イソ子	平成28年 2月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護
ヘルパーステー ションひなたぼ っこ	出水市野田町上 名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町 1402番地	田中 初代	平成28年 2月1日	同行援護

始良・伊佐地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 1 月 27 日	霧島市溝辺町崎森 2821番地 6 有限会社前田土木 技術 代表取締役 前田数馬	始良市西餅田字寺下2018 番 4	29.47	6.00

公 報

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年2月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁沖永良部事務所において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年2月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ和泊店
大島郡和泊町大字和泊字下当148番1 外2筆
- 2 変更事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第1駐輪場 建物西側 7台
第2駐輪場 建物敷地北側 10台
 - イ 変更後 建物南側 20台
 - (2) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 変更前 建物北東側 50平方メートル
 - イ 変更後 建物北東側 50平方メートル
 - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 変更前 建物敷地北東側 7立方メートル
 - イ 変更後 建物敷地北東側 7立方メートル
- 3 変更年月日
平成28年 9 月 30 日
- 4 届出年月日
平成28年 1 月 29 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市西餅田字溝添238番 1, 238番 4, 238番 7, 240番 1, 241番 1 及び242番 1 並びに字下深田248番 1, 253番 1, 254番 1, 255番 1, 259番 1, 259番 2, 260番 2, 261番 3, 261番 4, 261番 5, 263番, 264番 1, 264番 4, 264番 5, 264番 6, 270番 1, 270番 5, 275番, 276番 1, 276番 2, 276番 3 及び259番 1 地先水路

2 公共施設の種類, 位置及び区域

水路 始良市西餅田字下深田259番 1 の一部, 259番 2, 260番 2 の一部, 261番 4 の一部, 261番 5 の一部, 264番 4 の一部, 270番 1 の一部, 275番の一部, 276番 1 の一部, 276番 3 の一部及び259番 1 地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンタウン株式会社
代表取締役 大門淳

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 2 月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

GM管式サーベイメータ 95台
シンチレーションサーベイメータ 19台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

3 落札者を決定した日

平成28年 1 月21日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機株式会社九州支社
福岡市博多区店屋町 5 番18号

5 落札金額

12,517,200円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年12月11日

内水面漁場管理委員会公表

第 5 種共同漁業権に基づく平成28年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知(平成24年 6 月 8 日付け24水管第684号水産庁長官)により, 漁業法(昭和24年法律第267号)第 6 条第 5 項に規定する第 5 種共同漁業の免許を受けた者の平成28年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成28年 2 月12日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あ ゆ	こ い	ふ な	う な ぎ	や ま め	も く ず が に	お い か わ	て な が え び	
鹿 内 共 第 1 号	広瀬川漁業協 同組合	kg 700	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は, 次 のものを標 準とする。

鹿内共 第2号	高尾野内水面 漁業協同組合	120	0		40		50			あゆ 5グラム
鹿内共 第3号	高松川漁業協 同組合	50	0		30		50			
鹿内共 第4号	川内川漁業協 同組合	250	0	40	50		200		20	ふな 10グラム
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	うなぎ 10グラム ただし、 成鰻を放流 する場合は 増殖目標数 量の3倍を 目安とする。
鹿内共 第5号	川内川漁業協 同組合	0	0	0	0					
	川内市内水面 漁業協同組合	0	0	0	0					
	川内川上流漁 業協同組合	0	0	0	0					
鹿内共 第6号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿内共 第8号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200		15	やまめ 5グラム
鹿内共 第9号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに 甲幅3セ ンチメー トル
鹿内共 第10号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			
鹿内共 第11号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿内共 第12号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメー トル
鹿内共 第13号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	40	80					
	松永漁業協同 組合	400	0	50	40					てながえび 5グラム
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿内共 第14号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿内共 第15号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿内共 第16号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	30	50					